

(建築士制度小委員会)
建築士試験の受験資格の見直しに関する意見

2007年5月25日

(社)日本建築士事務所協会連合会

三 栖 邦 博

主張のポイント

- 1 .設計及び工事監理について業務独占を与えているという建築士制度の根幹に立ち返って、独占業務に必要な知識、能力を備えた者にのみ「建築士」資格は付与されるべきである。
- 2 . 建築士試験は、「設計及び工事監理に必要な知識及び技能について行う。」(土法第12条)と規定されており、学歴要件、実務経験要件も同様に設計及び工事監理を基本におくべきである。

(1) 受験資格(学歴要件)の見直しについて

学歴要件の科目の指定では、建築技術に関する専門科目ばかりでなく、技術者倫理や法令遵守の精神を涵養し、業務に伴う法的責任に関する素養を修得する科目(現行科目に対象になる科目が一般的に存在するか否かは不明であるが)を重視する必要がある。

指定する科目は、科目名称によるのではなく、授業の内容や方法などによる指定基準を満たしていること、それらが維持されていることの両方が必要である。したがって指定基準への適合の維持を定期的に確認する仕組みと併せて検討して規定する必要がある。

従来の建築等学科の指定から科目の指定へ変更する理由は、

)大学等における学科の科目構成が大学設置基準の見直しによって多様化しており、建築士となるために必要な科目が必ずしも含まれていないと思われること

)受験資格の学歴要件は、建築士となるために必要な科目を全て履修していれば、学科に限定する必要がないこと

などであった。

したがって学歴要件の科目指定では、建築士をめざす者が、必ず履修しておかなければならない科目を厳選し、最低限必要な必修科目のみを指定することが適切と思われる。なお、科目内容が、ほぼ同じ内容の科目については、その内容が確認されることを前提に読み替えを認める規定が必要と考える。

(2) 受験資格(実務経験要件)の見直しについて

実務経験要件は、「設計及び工事監理」を基本にする必要がある。

- ・ 建築士は、主に建築物の設計及び工事監理を行うための技術者資格であるが、特に「設計及び工事監理」は建築士のみ認められた独占業務である。
- ・ この独占業務を行う建築士制度は、学歴(体系的専門知識、設計製図能力)、実務経験と試験(学科、設計製図)の3つの段階により判定されてきた極めて専門性の高い能力が求められる資格制度である。「設計及び工事監理」業務が建築士という資格者のみに認められ、国がその能力を担保する性格上、学歴、実務経験、試験の3つの段階は「設計及び工事監理」業務に密接に関係していなければならないと考える。
- ・ 「設計及び工事監理」業務を行う技術者に求められている必要不可欠な能力には、「建築主の要求を総合化して設計図書にまとめ上げる能力」が含まれる。
- ・ この能力は、多くは、「設計及び工事監理」に責任をもつ建築士のもとで「建築主の要求を総合化して設計図書にまとめ上げる」業務を経験していくことによってはじめて身に付く能力であり、関連する業務(施工管理、積算、建築教育/研究など)だけの経験から養われるものではない。
- ・ 一方で、この能力を備えた建築士の知識・技術は、関連する業務(施工管理、積算、建築教育/研究など)を行う上で大いに役立っているという側面がある。
- ・ しかし、こうした側面があることだけで、関連する業務(施工管理、積算、建築教育/研究など)も実務経験要件として妥当であるという客観的な根拠にはならない。
- ・ 試験合格後のインターン制度を設けていない我が国では、「設計及び工事監理」以外の業務だけの経験を実務経験要件として認めると、業務独占が認められている「設計及び工事監理」を建築士のもとで全く経験したことがないものが、この独占業務を行える資格を持つことになる。こうした事態を防ぐためには、建築士のもとで「設計及び工事監理」を経験していることが不可欠な実務経験要件になる。

なお、建築物の設計及び工事監理に類似する実務経験に対しては、指定された「設計及び工事監理」の集中的な実務研修を修了した場合には、「設計及び工事監理」業務の実務経験要件と見なす特例規定を検討することも考えられる。

また、木造建築士の業務の対象となる小規模木造建築物については、伝統的技能者である大工が、自ら建築主と間取りを打ち合わせ、板図/矩計等を制作するなど設計行為を含めた段取りをおこなって、施工している伝統的な業務実態を踏まえると、これら一連の業務を木造建築士の受験資格の実務経験要件に加えることは妥当であると考えられる。

(3) 実務経験要件の証明等について

受験資格の実務経験要件は、本来的には虚偽記載申請を防止して第三者的に確認できることが重要である。

しかしながら、このようなシステムが構築されていない状況では、建築士事務所の「管理建築士」に証明させることが妥当であると考える。

管理建築士の証明を得ることができない正当な理由がある場合の別法も厳密に規定する必要がある。

昨今、他の業界では、企業又は企業関係者による経歴詐称や虚偽記載等の不適切な事案が見られることから、本件の実務経験要件の証明について不正を防止するために、虚偽の証明を受けて申請した者、虚偽の証明をした者への罰則等の措置についてもあらかじめ明示し、違反の抑止を図る必要がある。